



災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定 を結びました

習志野市における大規模な災害発生に備え、本日、本市と習志野市電友会が、「災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定」を締結いたしましたので、お知らせいたします。

この協定により、災害時に本市の公共施設等の受電設備、屋内配線、外灯設備、電気使用設備などの電気設備全般に不具合が生じた場合に、緊急性の高い箇所から順次、習志野市電友会に対して応急復旧の要請をすることができるようになります。

1. 協定の名称 災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定

2. 協定締結先 習志野市電友会

<会員> (株)吉水電気工業、不二装備工業(株)、サービス電気(株)、
(有)日発電気商会、(株)ナラデン、(有)外山電商、(株)飯村電気工業所、
あずま屋電気(株)、イーエム電設(株)、(株)花島電業

3. 協定の主な内容

災害時における

- (1) 公共施設等の応急復旧に係る工事
- (2) 公園施設等の応急復旧に係る工事
- (3) 救助活動に伴う支援作業

4. 協定締結の経緯

習志野市電友会から、社会貢献活動の一環として、習志野市内で大規模な災害が発生した場合における公共施設等の電気設備の応急復旧に係る工事等の協力についての提案があり、協定締結の協議を進めてまいりました。

災害時に本市の公共施設等の電気設備全般に不具合が生じた場合、早急な応急復旧が必要であり、本市にとって有効な協定であることから、本協定の締結に至りました。

5. 協定締結日 平成28年12月22日

問合せ：総務部危機管理課 担当者 高橋
電話番号 453 - 9211



習志野市ご当地キャラ
ナラシド♪